

第3期松山市子ども・子育て 支援事業計画について

令和6年5月27日

子ども・子育て支援法第61条第2項

1. 教育・保育提供区域

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

2. 子ども・子育て支援事業計画で定める事項

(1) 教育・保育

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数
- ・教育・保育の量の見込み(各年度)
- ・教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 地域子ども・子育て支援事業

- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(各年度)
- ・地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育提供区域
ごとに策定

～国の基本指針～

▼教育・保育提供区域の設定に関する事項

- (1) 市町村は、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める。
- (2) 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。
- (3) 教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、事業等ごとに設定することができる。

教育・保育提供区域(案)

★第1期及び第2期計画での教育・保育提供区域【圏域数:9】

松山市が策定している「地域福祉計画」と「都市計画マスタープラン」で設定している圏域などを参考に、地理的条件や社会的条件、就学前児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を下記の9区域で設定。

区域名	地 区								(参考) 就学前 児童数 20,209人
①中心部	番町	八坂	東雲	素鷲	雄郡	新玉	味酒	清水	4,153人
②北東部	湯山	日浦	五明	伊台	道後				1,425人
③東部	久米	小野	桑原						3,464人
④南部	石井	浮穴	荏原	坂本					3,428人
⑤西部	余土	垣生	生石	味生					3,839人
⑥北西部	宮前	三津浜	高浜	由良	泊				816人
⑦北部	和気	潮見	堀江	久枝					2,280人
⑧北条	浅海	立岩	難波	正岡	北条	河野	栗井		766人
⑨中島	睦野	東中島	西中島	神和					38人

※参考:就学前児童数は、令和6年4月1日時点の住民基本台帳登録人口

【事務局案】

第3期計画も、第1期及び第2期を踏襲し、これまでの提供区域と同様に、上記の9区域に設定